

第5節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

北朝鮮による12(平成24)年12月の「人工衛星」と称するミサイル発射や13(同25)年2月の核実験実施は、わが国や東アジア諸国のみならず、米国をはじめとする世界の国々に不安を与えるとともに、大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイルなどの拡散が依然として国際社会の平和と安定に差し迫った課題であることを示した。

また、特定の通常兵器の規制についても、人道上的観点

と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国が取り組んでいる。

これらの課題に対する取組として、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

参照 図表Ⅲ-3-5-1(通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制)

1 大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、大量破壊兵器を運搬する手段であるミサイルおよび関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散体制に関する条約や管理体制などの国際的な取組に積極的に参画している。

たとえば、化学兵器禁止条約(CWC)については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も条約の定める検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関(OPCW)に化学防護の専門家である陸上自衛官を派遣するなど人的貢献を行ってきた。さらに、陸自化学学校(さいたま市)で条約の規制対象である化学物質を防護研究のために少量合成していることから、条約の規

定に従い、同機関設立当初から計8回の査察を受け入れている。

また、わが国はCWCに従い中国遺棄化学兵器処理事業に政府全体として取り組んでおり、同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員8名を外向させている。00(平成12)年以降、計13回の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を毎年現地に派遣している。13(同25)年は、8月から9月にかけて、内閣府が行う中国吉林省琿春市での発掘・回収事業に陸上自衛官7名が参加した。その他、生物兵器禁止条約(BWC)や、国際輸管理理レジームであるオーストラリア・グループ(AG)やミサイル技術管理レジーム(MTCR)などの主要な会合

図表Ⅲ-3-5-1 通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制

区分	大量破壊兵器など				通常兵器
	核兵器	化学兵器	生物兵器	運搬手段(ミサイル)	
軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など	核兵器不拡散条約(NPT) 包括的核実験禁止条約(CTBT)	化学兵器禁止条約(CWC)	生物兵器禁止条約(BWC)	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) クラスター弾に関する条約(オスロ条約) 対人地雷禁止条約(オタワ条約) 国連軍備登録制度 国連軍事支出報告制度
不拡散のための輸出管理体制	原子力供給国グループ(NSG)	オーストラリア・グループ(AG)		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)	ワッセナー・アレンジメント(WA)
大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組	拡散に対する安全保障構想(PSI) 国連安保理決議第1540号				

に職員を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力している。また、11（同23）年から12（同24）年までの間、国際原子力機関（IAEA）本部に初めて陸上自衛官を1名派遣した。

International Atomic Energy Agency

参照 資料60（国際機関への防衛省職員の派遣実績）



中国吉林省において遺棄化学兵器の発掘・回収を行う陸自隊員

2 通常兵器の軍備管理関連条約などへの取組

通常兵器の規制に関しては、人道的な観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）¹など、わが国は各種条約に加盟している。

特に、クラスター弾の規制問題については、米国、中国、ロシアなどの主要な生産国および保有国が参加するCCWの枠組みにおいて実効的な議定書が作成されることが重要である。同枠組み内での議論はひとまず終了したが、将来、再交渉が決まった際には、引き続き積極的に交渉に貢献する。

さらにわが国は、CCWの枠組み外で交渉が行われ、採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約）²にも加盟しており、同条約が10（平成22）年8月に発効したのに基づき、自衛隊が保有するすべてのクラスター弾の使

用などが直ちに禁止されることとなった。同条約発効後原則8年以内に、保有するクラスター弾を廃棄することが規定されていることから、同弾の廃棄を安全かつ着実にやっている。

さらに、対人地雷の規制に関連し、防衛省は、例外保有などに関する年次報告を国連に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた³。

このほか、防衛省・自衛隊は、軍備や軍事支出の透明性向上などをねらいとした国連の各種制度（国連軍備登録制度、国連軍事支出報告制度）にも参画し、必要な報告を行うとともに、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

3 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

① 拡散に対する安全保障構想

北朝鮮、イランなどの拡散懸念国が大量破壊兵器・ミサ

イル開発を行っているとして強く懸念した米国は、03（平成15）年5月、「拡散に対する安全保障構想（PSI）⁴」を
Proliferation Security Initiative
発表し、各国に同取組への参加を求めた。同構想に基づき、

1 CCW : Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects

2 クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどはオスロ条約には署名していない。

3 防衛省は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、99（平成11）年から06（同18）年12月までの間、退職自衛官を国際協力機構（JICA）に推薦し、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組みで、カンボジア地雷対策センター（CMAC : Cambodia Mine Action Center）の整備・輸送アドバイザーとして派遣されていた。

4 拡散に対する安全保障構想は、大量破壊兵器およびその関連物資などの拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同してとりうる措置を検討し、また、同時に各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想

VOICE

化学兵器禁止機関 (OPCW) での勤務について



化学兵器禁止機関 (OPCW) (オランダ王国ハーグ市)

査察局長 (第1期: 97(平成9)年~02(同14)年、
第2期: 04(同16)年~09(同21)年) 元陸将補 あきやま いちろう 秋山 一郎

OPCWは、化学兵器などの廃棄の進捗状況を、加盟国の申告と査察局の査察を通じて監視しています。初代査察局長としての第1期目は、57か国230名の部下とともに、査察業務を軌道に乗せ、また、第2期目においては、形骸化しつつあった業務の刷新のため半数近い要員交代を行いました。いずれも大変な仕事でした。

退任時は、事務局長から「その誠実さと有能さに恩を感じる」という身に余る賛辞を頂き、また、13(同25)年12月、OPCWがノーベル平和賞を受賞した際には授賞式典に列席する栄誉も賜りました。図らずも、安倍内閣総理大臣の提唱する「積極的平和主義」の一端を担わせて頂けたと自負しております。

陸自からの派遣要員を含む邦人職員の能力や献身的な努力は、OPCWにおいて高く評価されております。これは、語学教育、化学物質の合成・分析や国内外の老朽化した化学兵器処理の実務を通じ、陸自が平素から人材育成を実施している成果の一つであり、国民の皆様にも是非知って頂きたいと思っております。



13(同25)年11月28日、OPCWのノーベル平和賞受賞式出席前に安倍内閣総理大臣を表敬訪問する筆者【内閣広報室】

化学兵器禁止機関 (OPCW) (オランダ王国ハーグ市) 査察員 1等陸尉 せいの しんたろう 清野 慎太郎

シリアでは140mmロケット砲弾による有毒化学剤の攻撃により、幼い子供を含む多数の被害者が発生しています。OPCWの査察員としての私の任務は、化学兵器廃棄施設などの現場における化学兵器の廃棄の監視や、化学兵器の数の確認です。現地では非常に暑く過酷な環境下での活動となりますが、これまでの陸自での教育と勤務経験を活かし、化学兵器全廃に向けて粉骨砕身、貢献していきたいと思っております。



OPCW本部(背面のシンボルはOPCWロゴ)にて(筆者)

大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のため、14（同26）年3月末までに40回のPSI阻止訓練などをはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、第3回のパリ総会（03（同15）年9月）以降、各種会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、04（同16）年からは、継続的に訓練に参加してきた。

現在まで、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁など各関係機関と連携しつつ、わが国主催のPSI海上阻止訓練を

2回行うとともに、12（同24）年7月にはわが国として初の主催となるPSI航空阻止訓練を行った。また、同年9月に行われた韓国主催のPSI海上阻止訓練には、わが国から防衛省・自衛隊の要員や海自の艦艇、航空機のほか、外務省および海上保安庁の要員が参加した。防衛省としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、平素からの大量破壊兵器などの拡散防止や、自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合への参加や主催のほか、PSIを含む不拡散体制の強化のための活動に努めていく。

参照 図表Ⅲ-3-5-2（PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成22年度以降））

図表Ⅲ-3-5-2 PSI阻止訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（平成22年度以降）

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
10（平成22）年 9月	オーストラリア主催PSI航空阻止訓練	オーストラリア	オブザーバー派遣
10（平成22）年10月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦2隻が参加
12（平成24）年 7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、内部部局が参加
12（平成24）年 9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	護衛艦1隻、P-3C哨戒機1機が参加
13（平成25）年 2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣

2 大量破壊兵器の不拡散に関する 国連安保理決議第1540号

04（同16）年4月、国連安保理において、非国家主体が大量破壊兵器などを取得、開発、使用、拡散することに、国際社会が対応する基盤を提供することなどを内容とした

「大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理決議第1540号」が全会一致で採択された。

わが国としては、この決議の採択を支持するとともに、すべての国連加盟国がこの決議を遵守することを期待している。